

入 札 説 明 書

宮崎県が行うダム複合機賃貸借に係る一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について質疑がある場合は、下記の 1 4 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 5 年 6 月 2 3 日

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 ダム複合機賃貸借契約
- (2) 設置数量 綾北ダム 1 台、田代八重ダム 1 台
- (3) 業務内容 入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和 5 年 8 月 1 日から令和 1 0 年 7 月 3 1 日まで（6 0 箇月）
- (5) 納入期限 令和 5 年 7 月 3 1 日
- (6) 納入場所 ①小林市須木下田 1 - 1 5 3 綾北ダム管理事務所
②小林市須木下田 1 1 0 - 5 田代八重ダム管理事務所

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記の 2 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が、本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合
 - ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、開札日当日時点において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 物品の買入等の契約に係る競争入札参加者名簿に登載されている者で、業種がサービス（役務の提供）で、営業種目が「賃貸借業務」で、種目が「事務機器」であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様書を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。

5 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式 1）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (1) 提出場所：宮崎県小林土木事務所（小林市細野 367 番地 2）
- (2) 提出期限：令和 5 年 7 月 7 日（金）午後 5 時
- (3) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知：令和 5 年 7 月 10 日までに書面により通知する。
ただし、令和 5 年 7 月 10 日に通知する場合は、電送でも併せて通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県小林土木事務所総務課
小林市細野 3 6 7 - 2
郵便番号 886-0004
電話番号 0984-23-5165
- (2) 期間 令和 5 年 6 月 2 3 日（金）から令和 5 年 7 月 1 2 日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

7 入札説明書及び仕様書の交付場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県小林土木事務所総務課
- (2) 期間 令和 5 年 6 月 2 3 日（金）から令和 5 年 7 月 6 日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

8 入札説明会

入札説明会は、実施しない。ただし、本件入札に関する質問については令和 5 年 7 月 6 日午後 5 時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

9 入札及び開札

- (1) 場所及び日時
 - ア 場所 小林総合庁舎 3 階 3 C 会議室
 - イ 日時 令和 5 年 7 月 12 日（水）午前 10 時
- (2) 入札に参加する者は、入札書（別紙様式 2）を持参により提出しなければならない。
電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式 4）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃貸借及び保守期間を 6 0 箇月とした場合における合計金額を記載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100

に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。

オ 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。

1 0 再度入札

(1) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

(2) 再度入札の回数は、1回を限度とする。

(3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書きで「再」と記載すること。

(4) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

1 1 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去 2 箇年度の間国若しくは地方国供団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（過去 2 箇年度の実績に関しては、本件入札の落札者に提出を求める。）

1 2 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札

(3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 虚偽の申請を行った者がした入札

1 3 落札者の決定方法

(1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をしたものが 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定する。この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

- 1 4 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県小林土木事務所総務課総務担当
小林市細野 3 6 7 - 2
郵便番号 886-0004
電話番号 0984-23-5165